

○北上市議会政務活動費交付条例

平成13年3月28日

条例第1号

改正 平成15年3月31日条例第15号

平成20年3月12日条例第24—1号

平成21年3月30日条例第12号

平成24年3月8日条例第22号

平成24年12月20日条例第46号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、北上市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究に資するため必要な経費の一部として、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平15条例15・平20条例24—1・平21条例12・平24条例46・一部改正)

(交付対象)

第2条 政務活動費は、北上市議会における会派及び会派に所属しない議員（以下「無会派議員」という。）に対して交付する。

(平20条例24—1・平24条例46・一部改正)

(会派に対する政務活動費)

第3条 会派に対する政務活動費は、毎月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数に対し月額20,000円を乗じて得た額とする。

2 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。

3 政務活動費の交付を受けた会派に年度の途中で新たに議員が入会した場合は、入会した日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を追加して交付する。

4 議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は所属議員に含まないものとし、事象の発生した日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

- 5 政務活動費の交付を受けた会派が年度の途中で解散した場合又は議会の解散があった場合は、解散の日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（平20条例24—1・平24条例22・平24条例46・一部改正）

（無会派議員に対する政務活動費）

- 第4条 基準日に在職する無会派議員に対する政務活動費は、月額20,000円とする。
- 2 年度の途中において無会派議員となった者に対しては、無会派議員となった日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）から政務活動費を交付する。
- 3 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は議会の解散により議員でなくなったときは、当月分の政務活動費は交付しない。
- 4 政務活動費の交付を受けた無会派議員が年度の途中で会派に所属した場合又は議員でなくなった場合は、事象の発生した日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以降の政務活動費を返還しなければならない。

（平20条例24—1・全改、平24条例22・平24条例46・一部改正）

（交付の方法）

- 第5条 政務活動費は、第8条に定める請求のあった日から起算して10日以内に、12月分を一括して交付する。ただし、年度の途中から議員の任期が開始する場合は、任期開始の日の属する月の翌月（任期開始の日が1日に当たる場合は、任期開始の日の属する月）から任期開始の日の属する年度の3月までの月数分を、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了の日の属する月（任期満了の日が1日に当たる場合は、任期満了の日の属する月の前月）までの月数分を交付する。

（平20条例24—1・追加、平24条例46・一部改正）

（交付申請）

- 第6条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び無会派議員は、毎年度、市長に対し、議長を経由して交付申請書を提出しなければならない。
- 2 前項の規定により申請した事項に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して交付変更申請書を提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、議長は当該申請書を市長に送付する際は、申請書の内容について審査するものとする。

（平20条例24—1・旧第5条繰下・一部改正、平24条例46・一部改正）

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請のあった会派及び無会派議員に対して交付すべき政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者及び無会派議員に交付決定通知書により通知するものとする。

(平20条例24—1・旧第6条線下・一部改正、平24条例46・一部改正)

(交付請求)

第8条 会派の代表者及び無会派議員は、前条の規定により通知を受けたときは、10日以内に、市長に対し、議長を経由して交付請求書を提出しなければならない。

(平20条例24—1・旧第7条線下・一部改正)

(使途基準)

第9条 会派及び無会派議員は、政務活動費を別表に定める使途基準に従って使用しなければならない。

(平20条例24—1・旧第8条線下・一部改正、平24条例46・一部改正)

(経理責任者)

第10条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(平20条例24—1・旧第9条線下、平24条例46・一部改正)

(収支報告書の提出)

第11条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び無会派議員は、政務活動費の収入及び支出の額を明らかにした収支報告書を作成し、領収書の写しを添えて議長に提出しなければならない。

2 前項に規定する収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交付を受けた無会派議員が会派に所属したとき、若しくは議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は無会派議員は、解散の日又は会派に所属した日若しくは議員でなくなった日から30日以内に第1項に規定する収支報告書を作成し、領収書の写しを添えて議長に提出しなければならない。

4 議長は、第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(平20条例24—1・旧第10条線下・一部改正、平24条例46・一部改正)

(政務活動費の返還)

第12条 政務活動費の交付を受けた会派又は無会派議員が、その年度において交付を受けた総額から調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(平20条例24—1・旧第11条繰下・一部改正、平24条例46・一部改正)

(書類等の保存及び保管)

第13条 議長は、第11条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び無会派議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を整理するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(平20条例24—1・旧第12条繰下・一部改正、平24条例46・一部改正)

(透明性の確保)

第14条 議長は、第11条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行うなど、政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めるものとする。

(平24条例46・追加)

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

(平20条例24—1・旧第13条繰下、平24条例46・旧第14条繰下)

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年条例第15号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第24—1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年条例第22号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第46号）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北上市議会政務活動費交付条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

（平24条例46・追加）

科目	支出できる経費
研究研修費	研究会、研修会を開催するために要する経費又は他の団体等の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費 （講師謝金、会場費、茶菓代、出席者負担金、交通費、宿泊費等）
調査旅費	調査研究活動のために必要な先進地視察又は現地調査に要する経費 （交通費、宿泊費、茶菓代等）
資料作成費	調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費 （印刷費、消耗品費、翻訳料等）
資料購入費	調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広聴費	市の施策等に関し住民の要望、意見を聴取するために開催する会議に要する経費 （印刷費、通信費、会場費、茶菓代等）
広報費	調査研究活動や会議で住民から要望、意見のあった事項等に関しその経過や結果を住民に報告するために要する経費 （印刷費、通信費、会場費、茶菓代等）
その他の経費	上記以外の経費で調査研究活動に必要な経費